



資料2-1

第202100175052号
令和3年10月20日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 國米 洋一



知事許可漁業の許可に係る制限措置及び申請期間の公示並びに許可の有効期間について（諮問）

鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）第12条第3項の規定に基づき、知事許可漁業の公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めることについて、諮問します。

また、同規則第16条第2項に基づき、知事許可漁業の許可の有効期間を短縮して定めることについて、併せて諮問します。

担当

漁業調整担当 吉村

電話：0857-26-7318

ファクシミリ：0857-26-8131

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第12条第1項の規定に基づき、規則第5条第1項に規定する漁業について、許可又は起業の認可をすべき制限措置並びに申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき制限措置の内容

(1) あわび漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
あわび	<p>【鳥取港】 基点と点アから点ツまでを順次結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域 基点 鳥ヶ島灯台の中心点 点ア 基点から 319 度 20 分 (真方位) 57 メートルの点 点イ 基点から 307 度 30 分 (真方位) 70 メートルの点 点ウ 基点から 341 度 00 分 (真方位) 199 メートルの点 点エ 基点から 9 度 30 分 (真方位) 410 メートルの点 点オ 基点から 3 度 10 分 (真方位) 482 メートルの点 点カ 基点から 29 度 30 分 (真方位) 772 メートルの点 点キ 基点から 38 度 30 分 (真方位) 1,036 メートルの点 点ク 基点から 38 度 00 分 (真方位) 1,038 メートルの点 点ケ 基点から 40 度 00 分 (真方位) 1,115 メートルの点 点コ 基点から 44 度 20 分 (真方位) 1,086 メートルの点 点サ 基点から 65 度 30 分 (真方位) 808 メートルの点 点シ 基点から 70 度 40 分 (真方位) 790 メートルの点 点ス 基点から 85 度 30 分 (真方位) 828 メートルの点 点セ 基点から 82 度 20 分 (真方位) 1,005 メートルの点 点ソ 基点から 81 度 30 分 (真方位) 1,052 メートルの点 点タ 基点から 94 度 00 分 (真方位) 1,173 メートルの点 点チ 基点から 94 度 10 分 (真方位) 1,171 メートルの点</p>	定めなし	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	鳥取港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	3

	点ツ 基点から 102 度 30 分 (真方位)1,304 メートルの点					
	【泊漁港】 泊漁港北防波堤南西端と泊漁港第 2 西防波堤北端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	泊漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	6
	【淀江漁港】 淀江漁港内防波堤(東)南西端と淀江漁港内防波堤北西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	淀江漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	19
	【境港市地先】 境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度(真方位)の線以北の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)	定めなし	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定に参加している者	9

(2) なまこ漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
なまこ	【鳥取港】 基点と点アから点ツまでを順次結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域 基点 鳥ヶ島灯台の中心点 点ア 基点から 319 度 20 分 (真方位) 57 メートルの点 点イ 基点から 307 度 30 分 (真方位) 70 メートルの点 点ウ 基点から 341 度 00 分 (真方位) 199 メートルの点 点エ 基点から 9 度 30 分 (真方位) 410 メートルの点 点オ 基点から 3 度 10 分 (真方位) 482 メートルの点 点カ 基点から 29 度 30 分 (真方位) 772 メートルの点	定めなし	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	鳥取港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	3

点キ 基点から 38 度 30 分(真方位) 1,036 メートルの点 点ク 基点から 38 度 00 分(真方位) 1,038 メートルの点 点ケ 基点から 40 度 00 分(真方位) 1,115 メートルの点 点コ 基点から 44 度 20 分(真方位) 1,086 メートルの点 点サ 基点から 65 度 30 分(真方位) 808 メートルの点 点シ 基点から 70 度 40 分(真方位) 790 メートルの点 点ス 基点から 85 度 30 分(真方位) 828 メートルの点 点セ 基点から 82 度 20 分(真方位) 1,005 メートルの点 点ソ 基点から 81 度 30 分(真方位) 1,052 メートルの点 点タ 基点から 94 度 00 分(真方位) 1,173 メートルの点 点チ 基点から 94 度 10 分(真方位) 1,171 メートルの点 点ツ 基点から 102 度 30 分(真方位) 1,304 メートルの点					
【泊漁港】 泊漁港北防波堤南西端と泊漁港第 2 西防波堤北端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	泊漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	6
【赤碕港】 赤碕港東防波堤西端と赤碕港西防波堤北東端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	赤碕港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	1
【淀江漁港】 淀江漁港内防波堤(東)南西端と淀江漁港内防波堤北西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域	定めなし	定めなし	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	淀江漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者	19

	【境港市地先】 境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から66度(真方位)の線以北の鳥取県沖合(中海及び境水道大橋東端以西の境水道並びに共同漁業権区域を除く。)	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定に参加している者	13
	中海及び境水道大橋東端以西の境水道	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	島根県知事から同種漁業許可を受けた者	3

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

ア 鳥取県内に住所を有する者

令和3年11月1日から同月12日まで

イ 島根県に住所を有する者

島根県が新規許可をした日から令和3年11月12日まで

3 許可の有効期間

令和3年12月1日から令和4年11月30日まで

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第12条第1項の規定に基づき、規則第5条第1項に規定する漁業について、許可又は起業の認可をすべき制限措置並びに申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき制限措置の内容

小型いかつり漁業(県外船)

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
小型いかつり漁業	鳥取県沖合	1月1日から12月31日まで	定めなし	5トン以上10トン未満	北海道に住所又は漁業根拠地を有する者	5
					青森県に住所又は漁業根拠地を有する者	2
					秋田県に住所又は漁業根拠地を有する者	1
					山形県に住所又は漁業根拠地を有する者	1
					新潟県に住所又は漁業根拠地を有する者	1
					福井県に住所又は漁業根拠地を有する者	11
					兵庫県に住所又は漁業根拠地を有する者	19
					島根県に住所又は漁業根拠地を有する者	1
					長崎県に住所又は漁業根拠地を有する者	7
					最大高潮時海岸線から27,000メートル以遠の鳥取県沖合	1月1日から12月31日まで
青森県に住所又は漁業根拠地を有する者	30					

					岩手県に住所又は漁業根拠地を有する者	3
					山形県に住所又は漁業根拠地を有する者	2
					富山県に住所又は漁業根拠地を有する者	1
					石川県に住所又は漁業根拠地を有する者	3
					福井県に住所又は漁業根拠地を有する者	9
					兵庫県に住所又は漁業根拠地を有する者	3
					島根県に住所又は漁業根拠地を有する者	2
					山口県に住所又は漁業根拠地を有する者	1
					佐賀県に住所又は漁業根拠地を有する者	3
					長崎県に住所又は漁業根拠地を有する者	26

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年11月1日から同月30日まで

※令和4年漁期途中で許可を希望する者（許可希望の相談がある度に公示）

各道県水産主務課と鳥取県水産課が協議して適当と認める日から2週間まで

3 許可の有効期間

令和4年1月1日から同年12月31日まで

※令和4年漁期途中で許可を希望する者（許可希望の相談がある度に公示）

許可日から令和4年12月31日まで

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。

許可又は起業の認可をすべき知事許可漁業の公示について

令和 3 年 1 0 月 2 5 日

鳥取県水産課

1 概要

漁業の許可又は起業の認可をする際には、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数、申請期間等を公示しなければならない。

また、許可の有効期間を規定の年数より短くする場合は海区漁業調整委員会に諮問しなければならない。

2 公示内容について

(1) 許可すべき漁業者の数

漁業の種類	漁業種類	許可予定の数	備考
あわび	あわび	3	鳥取港内
		6	泊漁港内
		19	淀江漁港内
		9	境港地先
なまこ	なまこ	3	鳥取港内
		6	泊漁港内
		1	赤碕漁港内
		19	淀江漁港内
		13	境港地先
		3	中海及び境水道大橋東端以西の境水道
小型いかつり	小型いかつり (県外船)	165	令和4年漁期の各道県の許可枠は別途参照

※小型いかつり漁業（県外船）において漁期途中に許可要望があった場合について

・今回公示する各道県の許可枠を上限とし、枠内の許可要望の場合は要望隻数を公示する。

例) ○○県許可枠：10隻、既許可隻数：7隻、許可要望隻数：3隻

公示隻数：3隻

・各道県の許可枠を超過した許可要望があった場合は、別途公示する。

(2) 申請期間

ア) あわび・なまこ漁業（鳥取県に住所を有する者）を営もうとする者
令和3年11月1日から同月12日まで

イ) なまこ漁業（島根県に住所を有する者）を営もうとする者
島根県が新規許可をした日から令和3年11月12日まで

ウ) 小型いかつり漁業（県外船）において令和4年1月1日から許可を希望する者
令和3年11月1日から令和3年11月30日まで

エ) 小型いかつり漁業（県外船）において令和4年漁期途中に許可を希望する者
各道県水産主務課と鳥取県水産課が協議して適当と認める日から2週間まで

3 許可の有効期間について

漁業の種類	漁業種類	許可の有効期間 (漁期途中の新規等の場合)	備考
あわび漁業	あわび漁業	令和3年12月1日から 令和4年11月30日まで	有効期間：1年間 (※3)
なまこ漁業	なまこ漁業 (島根県漁業者 も含む)	令和3年12月1日から 令和4年11月30日まで	有効期間：1年間 (※3)
小型いかつり漁業	小型いかつり漁業 (県外)	令和4年1月1日から 令和4年12月31日まで (漁期途中は許可日から令和 4年12月31日まで)	有効期間：1年 (※4)

【参考】鳥取県漁業調整規則
(許可の有効期間)

第16条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項(第1号に係る部分を除く。)の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- (1) 法57条第1項の農林水産省令で定める漁業並びに第5条第1項第1号から第3号まで、第6号、第10号及び第12号から第15号までに掲げる漁業 **5年 ※1**
- (2) 第5条第1項第4号、第5号、第7号から第9号まで及び第11号に掲げる漁業 **3年 ※2**
- (3) 第5条第1項第16号から第18号までに掲げる漁業 **1年 ※3**

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いて、**前項の期間より短い期間を定めることができる。** ※4

あわび、なまこ漁業の新設について

- ・漁業法改正により、密漁対策としてあわび、なまこが特定水産動植物に指定され、令和2年12月1日以降、知事許可漁業及び漁業権によるもの以外が採捕すると、懲役3年以下、罰金3,000万円以下の罰則となった。
- ・これまで共同漁業権が設定されていない区域（一部漁港）では、自由漁業の素潜りによりなまこ、あわびを採捕してきたが、当該区域で引き続き操業できるよう令和2年12月1日からあわび漁業、なまこ漁業を新たに許可漁業の対象として鳥取県漁業調整規則に規定した。

1 あわび、なまこ漁業とは

本県において、素潜りにより、あわび、なまこを漁獲することをそれぞれ、あわび漁業、なまこ漁業という。

2 あわび、なまこ漁業の実態（許可新設時）

あわび、なまこは、沿岸域の第1種共同漁業権が設定されている地域において、漁業権対象種として漁業権に基づき漁獲されている。御来屋地先では、鳥取県漁業協同組合員外者が受認を受け素潜りによりあわび、なまこを漁獲している。また、共同漁業権が設定されていない鳥取港内、泊漁港内、赤碕港内、淀江漁港内、境港地先では、自由漁業の素潜りによりあわび、なまこを漁獲している。

地区名	漁業実態
鳥取港	<ul style="list-style-type: none"> ・3名があわび、なまこの許可有。 ・あわびは周年、なまこは主に1月から3月頃に漁獲。 ・あわびなどの種苗放流活動、あわびの殻長制限を設けるなど資源保護活動を行っている。
泊漁港	<ul style="list-style-type: none"> ・6名があわび、なまこの許可有。 ・あわびなどの種苗放流活動、あわびの殻長制限を設けるなど資源保護活動を行っている。
赤碕港	<ul style="list-style-type: none"> ・1名がなまこの許可有。あわびの漁獲はなし。 ・操業時間の制限はあるが、操業期間に関する制限はなし。
淀江漁港	<ul style="list-style-type: none"> ・20名があわび、なまこを漁獲。 ・あわびは6月を禁漁期間とし、なまこは2月1日から3月31日までを操業期間とするなど漁獲規制を設けている。 ・あわびなどの種苗放流活動、あわびの殻長制限を設けるなど資源保護活動を行っている。
御来屋地先	<ul style="list-style-type: none"> ・あわびを17名が、なまこを2名が許可に基づき漁獲している。 ・漁業権行使規則、休漁日、操業時間の遵守を徹底している。 ・鑑札の期間が4月から翌年の3月末までとなっていることから許可の期間を鑑札の期間に合わせている。 <p>【鳥取県漁協御来屋支所の意向】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業権漁場の管理上、将来的には漁協組合員外者を組合員となるように働きかけ、漁業権に基づく漁業としたい。
境港地先	<ul style="list-style-type: none"> ・8名があわび、13名なまこの許可有。 ・あわびは周年、なまこは12月1日から3月31日までを操業期間とするなど漁獲規制を設けている。 ・あわびなどの種苗放流、藻場増殖の資源保護活動を行っている。
中海及び境水道大橋東端以西の境水道	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県漁業者3名があわび、なまこを漁獲している。 ・県境が設定されているため、鳥取県からも許可を行う必要がある。

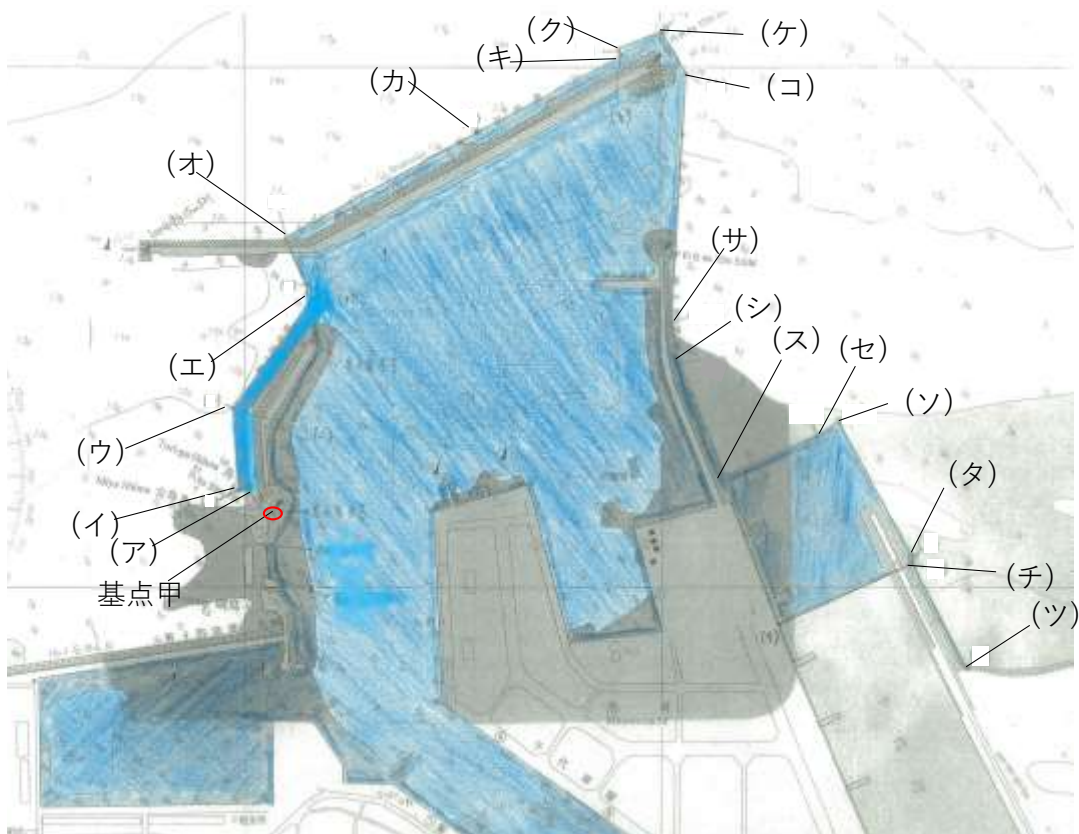
3 許可対象者

あわび、なまこは地区毎に資源が限定されているため、各地区の漁業者間であわび、なまこの資源管理を厳しく行う規程を定め、規程の参加者を許可対象とする。

中海及び境水道大橋東端以西の境水道については、島根県知事からあわび、なまこ漁業の許可を受けた者を許可対象とする。

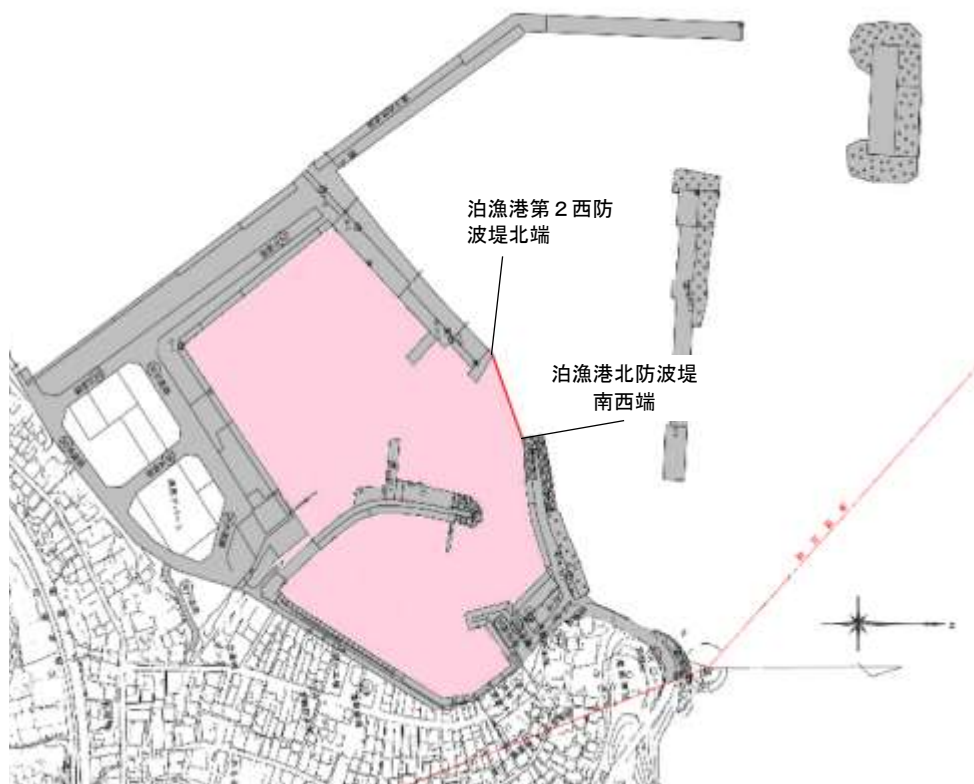
4 操業区域

(1) 鳥取港（基点については、5 許可内容を参照）



(2) 泊漁港

泊漁港北防波堤南西端と泊漁港第2西防波堤北端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域。



(3) 赤碓港

赤碓港東防波堤西端と赤碓港西防波堤北東端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域。



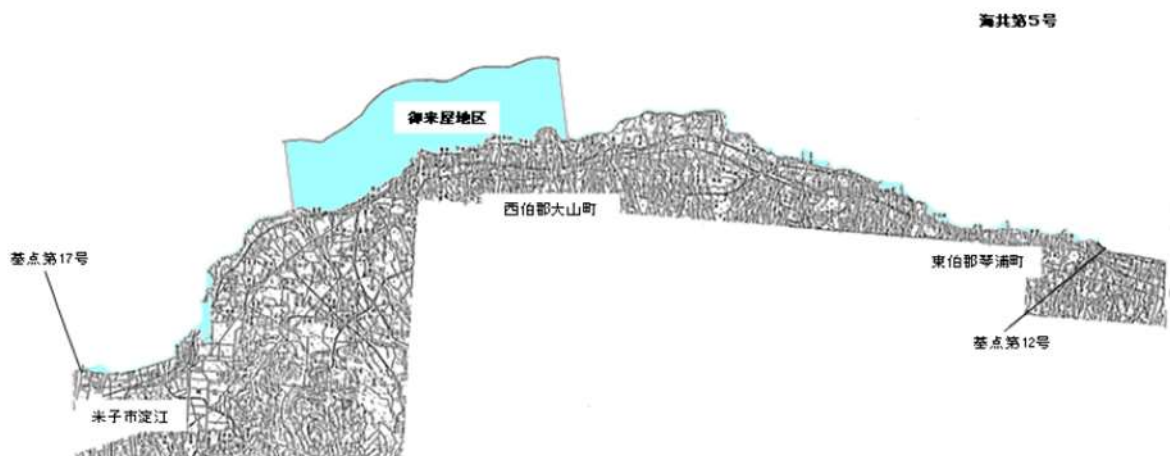
(4) 淀江漁港

淀江漁港内防波堤（東）南西端と淀江漁港内防波堤北西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域。



(5) 御来屋地区

西伯郡大山町長野と同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分（真方位）の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から 353 度 40 分（真方位）の線及び最大高潮時 2,000 メートルの海岸線によって囲まれた海域



(6) 境港地区

ア あわび漁業

境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度（真方位）の線以北の鳥取県沖合（中海及び境水道を除く。）

イ なまこ漁業

境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度（真方位）の線以北の鳥取県沖合（中海及び境水道大橋東端以西の境水道並びに共同漁業権区域を除く。）



5 許可の制限措置及び条件

(1) あわび漁業

漁業種類	項目	内容
あわび	制限措置	船舶の総トン数
		定めなし
	推進機関の馬力数	定めなし
	操業区域	<p>【鳥取港】 基点と点アから点ツまでを順次結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域</p> <p>基点 鳥ヶ島灯台の中心点 点ア 基点から 319 度 20 分（真方位）57 メートルの点 点イ 基点から 307 度 30 分（真方位）70 メートルの点 点ウ 基点から 341 度 00 分（真方位）199 メートルの点 点エ 基点から 9 度 30 分（真方位）410 メートルの点</p>

	<p>点オ 基点から3度10分(真方位)482メートルの点 点カ 基点から29度30分(真方位)772メートルの点 点キ 基点から38度30分(真方位)1,036メートルの点 点ク 基点から38度00分(真方位)1,038メートルの点 点ケ 基点から40度00分(真方位)1,115メートルの点 点コ 基点から44度20分(真方位)1,086メートルの点 点サ 基点から65度30分(真方位)808メートルの点 点シ 基点から70度40分(真方位)790メートルの点 点ス 基点から85度30分(真方位)828メートルの点 点セ 基点から82度20分(真方位)1,005メートルの点 点ソ 基点から81度30分(真方位)1,052メートルの点 点タ 基点から94度00分(真方位)1,173メートルの点 点チ 基点から94度10分(真方位)1,171メートルの点 点ツ 基点から102度30分(真方位)1,304メートルの点</p> <p>【泊漁港】 泊漁港北防波堤南西端と泊漁港第2西防波堤北端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域</p> <p>【淀江漁港】 淀江漁港内防波堤(東)南西端と淀江漁港内防波堤北西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域</p> <p>【御来屋地先】 西伯郡大山町長野と同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点から353度40分(真方位)の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から353度40分(真方位)の線及び最大高潮時2,000メートルの海岸線によって囲まれた海域</p> <p>【境港市地先】 境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から66度(真方位)の線以北の鳥取県沖合(中海及び境水道を除く。)</p>
漁業時期	1月1日から12月31日まで
漁業を営む者の資格	<p>【鳥取港】 鳥取港における素潜り漁業に関する協定に参加している者</p> <p>【泊漁港】 泊漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者</p> <p>【淀江漁港】 淀江漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者</p> <p>【御来屋地先】 御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定に参加している者</p> <p>【境港市地先】 境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定に参加している者</p>
条件	<p>【境港地先以外】 他種漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p>【境港地先】 (1)境港防波堤灯台から0度(真方位)の線と境港防波堤灯台から128度(真方位)の線間の海域では操業してはならない。 (2)他種漁業の操業を妨げてはならない。</p>
その他提出書類	<p>【鳥取港】 鳥取港における素潜り漁業に関する協定書の写し</p> <p>【泊漁港】</p>

	泊漁港における素潜り漁業に関する協定書の写し 【淀江漁港】 淀江漁港における素潜り漁業に関する協定書の写し 【御来屋地先】 御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定書の写し 【境港市地先】 境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定書の写し
その他	〔定義〕海面において素潜りにより、あわびを採捕する漁業をいう。 〔許可の有効期間〕1年間

(2) なまこ漁業

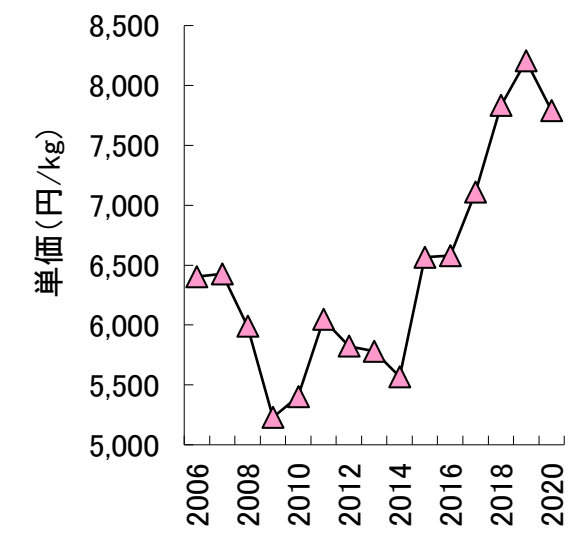
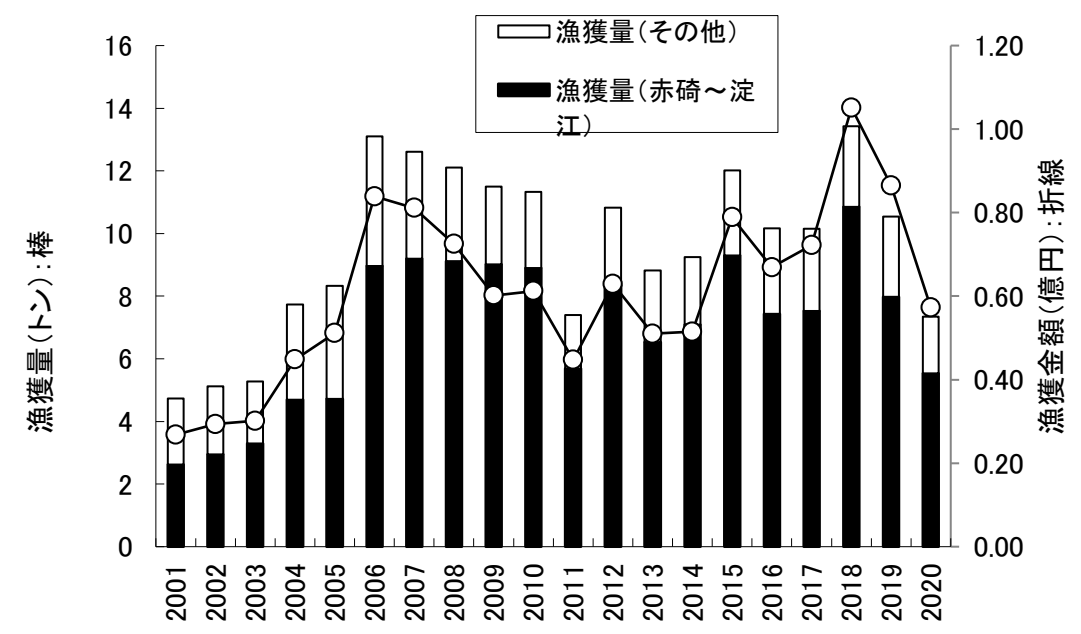
漁業種類	項目	内容
なまこ	制限措置	船舶の総トン数
		推進機関の馬力数
		操業区域
		【鳥取港】 基点と点アから点ツまでを順次結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域 基点 鳥ヶ島灯台の中心点 点ア 基点から 319 度 20 分 (真方位) 57 メートルの点 点イ 基点から 307 度 30 分 (真方位) 70 メートルの点 点ウ 基点から 341 度 00 分 (真方位) 199 メートルの点 点エ 基点から 9 度 30 分 (真方位) 410 メートルの点 点オ 基点から 3 度 10 分 (真方位) 482 メートルの点 点カ 基点から 29 度 30 分 (真方位) 772 メートルの点 点キ 基点から 38 度 30 分 (真方位) 1,036 メートルの点 点ク 基点から 38 度 00 分 (真方位) 1,038 メートルの点 点ケ 基点から 40 度 00 分 (真方位) 1,115 メートルの点 点コ 基点から 44 度 20 分 (真方位) 1,086 メートルの点 点サ 基点から 65 度 30 分 (真方位) 808 メートルの点 点シ 基点から 70 度 40 分 (真方位) 790 メートルの点 点ス 基点から 85 度 30 分 (真方位) 828 メートルの点 点セ 基点から 82 度 20 分 (真方位) 1,005 メートルの点 点ソ 基点から 81 度 30 分 (真方位) 1,052 メートルの点 点タ 基点から 94 度 00 分 (真方位) 1,173 メートルの点 点チ 基点から 94 度 10 分 (真方位) 1,171 メートルの点 点ツ 基点から 102 度 30 分 (真方位) 1,304 メートルの点 【泊漁港】 泊漁港北防波堤南西端と泊漁港第2西防波堤北端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域 【赤碕港】 赤碕港東防波堤西端と赤碕港西防波堤北東端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域 【淀江漁港】 淀江漁港内防波堤(東)南西端と淀江漁港内防波堤北西端を結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域

	<p>【御来屋地先】 西伯郡大山町長野と同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分（真方位）の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から 353 度 40 分（真方位）の線及び最大高潮時 2,000 メートルの海岸線によって囲まれた海域</p> <p>【境港市地先】 境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度（真方位）の線以北の鳥取県沖合（中海及び境水道大橋東端以西の境水道並びに共同漁業権区域を除く。）</p>
漁業時期	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
漁業を営む者の資格	<p>【鳥取港】 鳥取港における素潜り漁業に関する協定に参加している者</p> <p>【泊漁港】 泊漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者</p> <p>【赤碕港】 赤碕港における素潜り漁業に関する協定に参加している者</p> <p>【淀江漁港】 淀江漁港における素潜り漁業に関する協定に参加している者</p> <p>【御来屋地先】 御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定に参加している者</p> <p>【境港市地先】 境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定に参加している者</p>
条件	<p>【境港地先以外】 他種漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p>【境港地先】 (1) 境港防波堤灯台から 0 度（真方位）の線と境港防波堤灯台から 128 度（真方位）の線間の海域では操業してはならない。 (2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。</p>
その他提出書類	<p>【鳥取港】 鳥取港における素潜り漁業に関する協定書の写し</p> <p>【泊漁港】 泊漁港における素潜り漁業に関する協定書の写し</p> <p>【赤碕港】 赤碕港における素潜り漁業に関する協定書の写し</p> <p>【淀江漁港】 淀江漁港における素潜り漁業に関する協定書の写し</p> <p>【御来屋地先】 御来屋地先海面における水産動植物の採捕に関する協定書の写し</p> <p>【境港市地先】 境港市地先海面における素潜り漁業に関する協定書の写し</p>
その他	<p>〔定義〕海面において素潜りにより、なまこを採捕する漁業をいう。</p> <p>〔許可の有効期間〕1 年間</p>

(3) 島根県漁業者の許可の制限措置及び条件

あわび漁業	制限措置	漁業種類	あわび漁業
		船舶の総トン数	定めなし
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	中海及び境水道大橋東端以西の境水道
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	島根県知事から同種漁業許可を受けた者
	条件	他種漁業の操業を妨げてはならない。	
なまこ漁業	制限措置	漁業種類	なまこ漁業
		船舶の総トン数	定めなし
		推進機関の馬力数	定めなし
		操業区域	中海及び境水道大橋東端以西の境水道
		漁業時期	1月1日から12月31日まで
		漁業を営む者の資格	島根県知事から同種漁業許可を受けた者
	条件	他種漁業の操業を妨げてはならない。	

あわび漁獲量及び単価



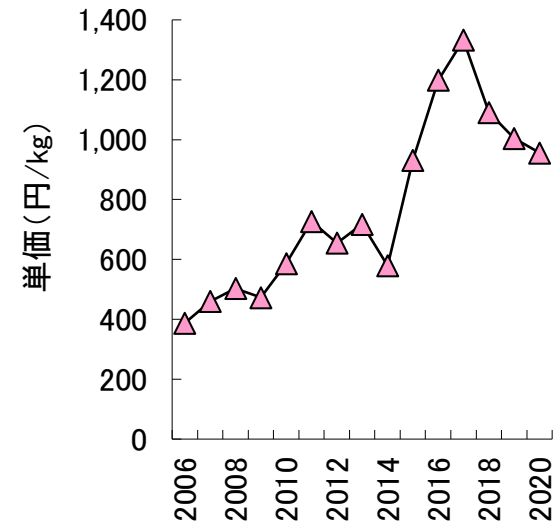
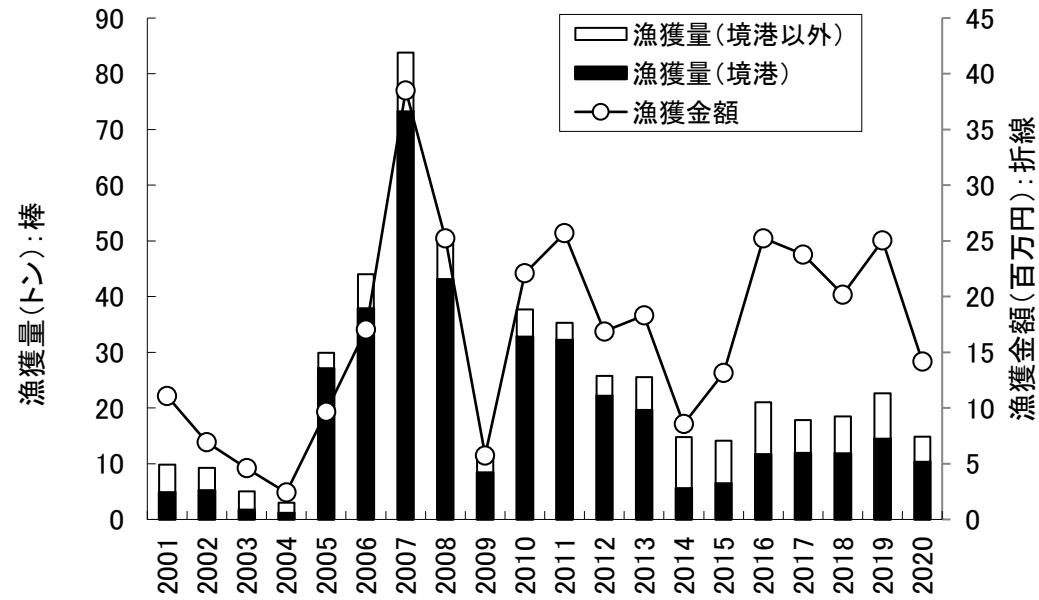
直近5年の漁獲量データ

	全県合計	境港	米子市	淀江	御来屋	中山	赤碕	泊	青谷	夏泊	浜村	酒津	賀露	福部	網代	田後	浦富	東
H28	10,171	64	95	1,029	1,409	3,502	1,498	346	233	69	92	412	115	43	438	548	131	147
H29	10,151	115	16	749	2,053	3,435	1,290	147	191	68	114	415	132	41	368	678	146	194
H30	13,419	180	31	1,993	3,814	3,775	1,274	162	191	45	77	414	87	47	399	532	237	163
R元	10,536	114	5	1,303	2,639	2,812	1,222	173	171	40	185	385	117	79	489	455	168	181
R2	7,351	132	40	1,366	1,715	1,717	739	128	92	35	106	252	52	64	303	341	145	123

栽培漁業センター調べ

単位: kg

なまこ漁獲量及び単価



直近5年の漁獲量データ

	全県合計	境港	米子市	淀江	御来屋	中山	赤碕	泊	青谷	夏泊	浜村	酒津	賀露	福部	網代	田後	浦富	東
H28	21,051	11,698	11	1,367	0	0	2,089	902	13	5	1,374	171	2,727	0	435	138	51	71
H29	17,836	11,928	268	514	0	0	1,774	26	11	16	1,792	69	889	8	254	96	159	32
H30	18,497	11,850	0	1,129	0	0	2,050	325	15	0	789	199	927	15	356	78	728	37
R元	22,619	14,485	0	1,024	0	0	1,674	856	45	27	886	64	714	3	320	2,313	187	22
R2	14,840	10,324	0	285	0	0	1,726	274	58	0	490	62	30	0	304	1,106	168	14

単位:kg

栽培漁業センター調べ

沿岸漁業

クロアワビ・メガイアワビ



生態

【分布】日本海から九州南部の潮間帯～水深30mの岩礁域に分布する。

【成長】2歳で殻長5cm、4歳で10cmになる。最大殻長20cm程度まで成長する。

【成熟】11月から12月に成熟するが、近年春先に成熟している個体も確認される。

漁業の特徴

【漁法】潜水により漁獲される。

【漁期】周年漁獲されるが、4月から8月に多く漁獲される。

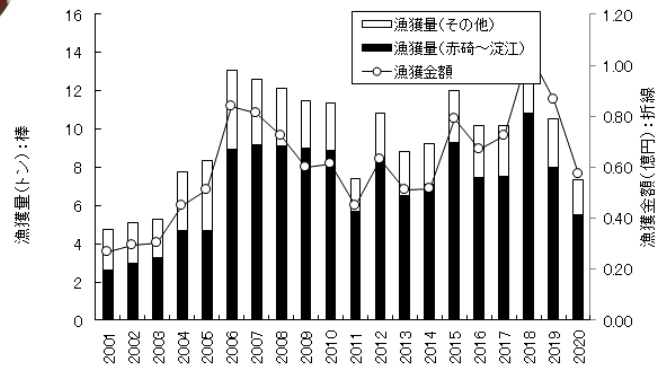
【漁場】赤碕から淀江で多く漁獲される。

漁獲量と資源状況 中位減少

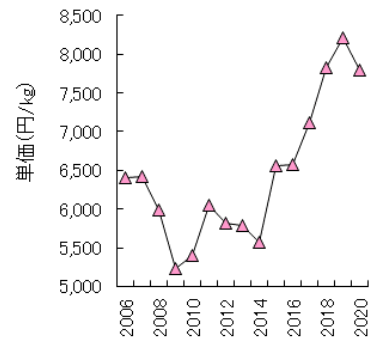
1990年代後半から放流事業の取組により漁獲量は増加し、2018年に過去最大となり漁獲量（金額）は13.4トン（1.05億円）となりました。2020年度より持続可能な漁業を推進するため漁獲サイズの自主規制の強化（殻長10cm⇒殻長11cm）に取り組んでおり、2020年の漁獲量（金額）は7.3トン（0.57億円）となっています。単価は7,790円/kgで高値を維持しています。



アワビ類の漁獲量・金額の推移



アワビ類の単価の推移



資源を大切に使うため取り組み

1988年から放流事業が行われ、殻長3cmに育てた稚貝が放流されています。

2003年からは稚貝の害敵生物（ヒトデ、タコ等）の駆除や放流適地（稚貝の生息場所となる岩の隙間）への潜水による放流を行い、資源増大の取り組みが行われています。

※鳥取県全体で13万個程度の稚貝を放流



アワビの稚貝

マナマコ

(体色による名 赤なまこ、青なまこ)



生態

【分布】北海道から九州に分布する。

【生息】赤なまこは岩礁域、青なまこは砂泥底域に生息する。

【成熟】地域により成熟する時期は異なり、鳥取県では3月から5月と考えられる。

【食性】砂泥等に含まれる有機物を餌にする。

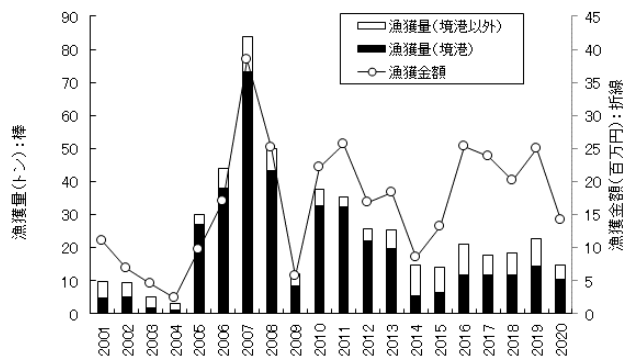
漁業の特徴

【漁法】潜水、小型底びき網（なまこ桁網）により漁獲される。

【漁期】12月から5月に漁獲され、2月から3月の漁獲が多い。

【漁場】境港で多く漁獲される。

ナマコ類の漁獲量・金額の推移

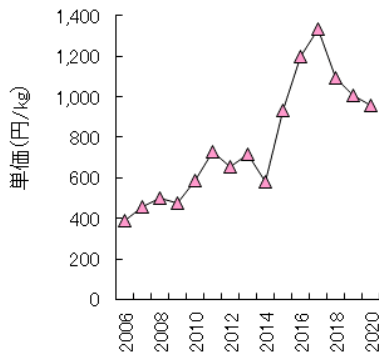


※ナマコ類にはフジナマコ（きんこ）もごく少数含まれる

漁獲量と資源状況 低位横ばい

2000年から2004年に10トン以下であった漁獲量は、ナマコ漁の活発化により2007年には84トンに達しました。その後は減少に転じ、近年の漁獲量は20トン前後で推移しています。2020年の漁獲量（金額）は15トン（14百万円）となりました。また、単価は近年の中国からの国外需要により高水準で推移しており、956円/kgとなりました。

ナマコの単価の推移



資源を大切に使うための取り組み

各地区で休漁期の設定、サイズ規制、漁獲量制限等、漁獲についての自主的な取り組みが行われています。

2020年度から水産試験場と栽培漁業センターが資源管理と資源増殖についての調査・研究を開始します。



採苗器設置試験の取組